

## 金城学院大学学術研究奨励寄附金規程

(2009年10月5日制定)

最終改正 2023年3月6日

## (趣旨)

第1条 この規程は、金城学院大学（以下「本学」という。）において、本学の教員及び助教（以下「教員等」という。）が学術研究の振興を図る民間企業、団体及び個人篤志家等（以下「寄附者」という。）から、学術研究の奨励を目的とする研究の寄附金並びに有価証券（以下「寄附金等」という。）を受けることに関して必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 寄附金等を受入れる目的は、教員等の研究を奨励し、優れた研究成果を生み出し、本学の活性化及び社会貢献に資することである。

## (定義)

第3条 この規程の用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 発明等とは、金城学院大学知的財産規程（以下「知的財産規程」という。）第2条第1号に規定する発明等をいう。
- (2) 知的財産権とは、知的財産規程第2条第3号に規定する知的財産権をいう。

## (受入れの基準)

第4条 寄附金等は、本学の教育研究上有意義であるものに限り、これを受入れる。

## (寄附金受入れの制限)

第5条 本学は、次の各号に掲げる条件が付されている寄附金等を受入れることができない。

- (1) 寄附金等により取得した物品を寄附者に無償で譲渡すること。
- (2) 寄附金等により創作された特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権並びにこれらの権利を受ける権利を、寄附者に無償で譲渡し又は使用させること。
- (3) 寄附金等の用途について、寄附者が監査を行うこと。また、報告を求めること。
- (4) 寄附金等受入れ後、寄附者の意思により寄附金等の全額又は一部を取り消すことができること。
- (5) 本学の教育研究上支障があると認められる条件が付されていること。

## (寄附金等の申請)

第6条 寄附者は、本学に寄附金等の受入れを希望する場合、学術研究奨励寄附金寄附申請書を本学の学術研究を行う教員等の所属する学部長を経て、学長に申請する。

## (寄附金等受入れの承認)

第7条 学長は、申請があった寄附金等について、適当と認めたときはこれを許可する。

2 学長は、寄附者に特定公益増進法人証明書を添えて学術研究奨励寄附金受入通知書を発行し、教員等に学術研究奨励許可書を発行する。

## (寄附金等)

第8条 寄附金等は、次の各号に掲げる経費を含む。

- (1) 教員等が学術研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）
- (2) 学術研究の直接経費以外に必要となる管理経費（以下「間接経費」という。）

2 間接経費は、直接経費の10パーセントに相当する金額とする。

3 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合、寄附金等に間接経費を含めない。

- (1) 外部機関から直接経費のみを従前から受入れていた寄附金等を継続して受入れる場合
- (2) 外部機関の競争的研究資金に寄附金等の間接経費が措置されていない場合
- (3) その他、特別な事情があると本学が認めた場合

(寄附金等の取扱い)

第9条 寄附金等の取扱いに関する規程は、これを別に定める。

(完了報告)

第10条 教員等は、研究を完了するにあたり、研究完了報告書を所属する学部長を経て学長に提出する。

(所掌事務)

第11条 学術研究奨励に関する事務は、研究支援課がこれを行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2009年10月5日常任理事会)

この規程は、2009年10月5日から施行する。

附 則 (2023年3月6日常任理事会)

この規程は、2023年4月1日から施行する。